

(5) 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

(6) 追加情報

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用している。

(7) 連結財務諸表に関する注記事項

（税効果会計関係）

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、当連結会計年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までに解消が見込まれる一時差異等については、従来の36.1%から33.2%に、平成27年4月1日以降に解消が見込まれる一時差異等については30.7%に変更されている。

この税率の変更により、繰延税金資産は25,858百万円減少し、法人税等調整額は26,813百万円、その他の包括利益は952百万円それぞれ増加している。

なお、繰延税金負債の減少額は軽微である。